

令和3年度堺市奨学金制度のお知らせ

堺市奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金を給付する制度です。
この奨学金は、みなさまからの寄附金などを積み立てた「奨学基金」により成り立っています。

1. 申請できる方

次の（１）～（２）の要件をすべて満たす方

（１）令和3年7月1日時点で、次の学校のいずれかに在学し、堺市内の居住先から高校学校等へ通学している生徒であること。

- ① 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校の1年生(※)
 - ② 学校教育法第124条に規定する専修学校(修業年限が2年以上の高等課程に限る)の1年生(※)
- (※) ただし、令和3年度入学した者に限る。

（２）令和2年分（令和2年1～12月）の保護者等（親権者全員）の合計所得額が、下表の基準額以下の世帯であること。

ただし、生活保護（生業扶助）受給世帯または府民税所得割額と市民税所得割額の合算額が非課税世帯で、大阪府が実施する「奨学のための給付金」（裏面参照）の対象となる世帯は「堺市奨学金」の対象とはなりません。なお、「奨学のための給付金（前倒し給付）（家計急変）」を受給する場合も「堺市奨学金」の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

（基準額表） ※この基準額は目安であり、世帯構成員の年齢等によって多少異なります。

家族数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	207万	248万	268万	308万	344万

2. 給付金額

32,000円（一括支給）

11月頃採否結果通知を発送します。

3. 選考人数

480名（経済的に困窮度の高い順に決定します）

4. 申請期間

7月1日（木）～12日（月）

区役所での申請は土・日除く9時～17時15分

5. 申請方法

下記いずれかの方法

◆電子申請

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/te>

◆郵送

[tsuzuki/hojo/sakaisisyougakukinnseido.html](https://www.city.sakai.lg.jp/te/suzuki/hojo/sakaisisyougakukinnseido.html))

ホームページより申請書をダウンロードし必要事項を記入のうえ、学務課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1）へ7月12日（消印有効）までに郵送

◆各区役所 企画総務課（南区役所は区政企画室）

（持ち物）① 印かん（高校生等本人印及び保護者印。ただし、本人が署名する場合は不要。）※朱肉を使用する印かんに限ります。

② 生徒本人名義の預金口座のわかるもの（通帳等）

※採用後に口座を開設していただいても結構です。



<問い合わせ先> 堺市教育委員会 学務課 奨学係

TEL: 072-228-7485 FAX: 072-228-7256